

産業標準化事業表彰

「内閣総理大臣表彰」

「経済産業大臣表彰」

「イノベーション・環境局長表彰」

応募要領

令和7年5月
経 済 産 業 省

I. 産業標準化表彰制度の概要

産業標準化事業表彰制度は、日本産業規格（JIS）や国際規格等の作成、普及・促進、標準化を活用した市場創出や社会課題の解決等に功績のあった個人及び組織、並びにこれらの活動において今後の更なる活躍が期待される個人を表彰する制度です。

本表彰は、世界で通用する標準化人材の育成に寄与し、我が国における産業標準及び適合性評価活動の促進、ひいては我が国産業に発展に資することを目的としています。

表彰は、その功績に応じて、以下に示す、内閣総理大臣表彰、経済産業大臣表彰及びイノベーション・環境局長表彰の3種類があります。

受賞者は外部有識者による選考を経て決定し、産業標準化推進月間（10月）中に、経済産業省のホームページ等で公表するとともに、表彰式を行う予定です。

1. 内閣総理大臣表彰（受賞者数：1名以内）

国際標準化機関の要職での活動や日本発の国際標準化の実現、標準化を活用した市場創出や社会課題の解決等において、他の模範となるような極めて顕著な功績があった個人に対する表彰

2. 経済産業大臣表彰（受賞者数：25以内（うち、組織は1以内））

JIS・国際規格の開発やこれらに係る認定・認証等の適合性評価活動（関連する人材育成、教育、研究、広報、普及・啓発、国際協力などの活動も含む。以下同じ。）、標準化を活用した市場創出や社会課題の解決等において、他の模範となるような顕著な功績があった個人又は組織に対する表彰

3. イノベーション・環境局長表彰（受賞者数：原則として30以内（うち、組織は4以内））

（ア）産業標準化奨励者表彰

JIS・国際規格の開発やこれらに係る認定・認証等の適合性評価活動、標準化を活用した市場創出や社会課題の解決等に関与し、今後の貢献が一層期待される個人（原則、年齢が40代以下又は活動年数が10年以下）に対する表彰

（イ）産業標準化貢献組織表彰

JIS・国際規格の開発やこれらに係る認定・認証等の適合性評価活動、標準化を活用した市場創出や社会課題の解決等において、他の模範となるような貢献があった組織に対する表彰

II. 募集内容

以下に示す表彰の種類・部門等に該当する個人又は組織を募集します。

1. 個人を対象とする表彰の種類・部門等

（1）内閣総理大臣表彰

次のいずれかに該当する個人であって、他の模範となるような極めて顕著な功績があったものを対象とします。

- ①国際標準化活動（国際標準化機関等の運営、国際規格の開発又は国際的な適合性評価制度の構築・運営等をいう。）に関して主導的な役割を果たすなど、我が国の国際標準化における地位向上に繋がる取組を行った個人。
- ②我が国において作成した産業規格（工業規格を含む。以下、同じ。）を国

際標準化する取組を行った個人。

③我が国の産業振興に資する重要技術等の産業規格に関する国際標準化についての取組を行った個人。

④産業横断的な市場創出又は特定産業における市場創出に資する標準化又は適合性評価活動、ルール形成を推進するための取組（活動方針の策定及び実行、体制整備、人材育成、情報発信等）を主導し、産業構造・社会構造の転換につながる分野における協調領域の合意形成の加速化など、経済・産業の発展、社会課題の解決等の成果をもたらした個人

(注) 候補者の活動実績・功績を総合的に評価するため、①～④の複数の功績に基づき応募（推薦）することは可能。

(2) 経済産業大臣表彰

次の部門のいずれかに該当する個人であって、他の模範となるような顕著な功績があったものを対象とします。

(規格開発・認定・認証部門)

①JIS・国際規格等の開発やこれらに係る認定・認証等の適合性評価活動に関与し、標準化を促進した個人

(標準化人材育成・支援部門)

②標準化又は認定・認証等の適合性評価に関する人材育成、教育、研究、広報、普及・啓発、国際協力等に関与し、標準化を促進した個人

(標準化・ルール形成戦略部門)

③産業横断的な市場創出、特定産業における市場創出又は企業の市場創出に資する標準化又は適合性評価活動、ルール形成を推進するための取組（活動方針の策定及び実行、体制整備、人材育成、情報発信等）を推進し、産業構造・社会構造の転換につながる分野における協調領域の合意形成の加速化など、経済・産業の発展、社会課題の解決等の成果に寄与した個人

(注) 候補者の活動実績・功績を総合的に評価するため、①～③の複数の功績及びその他の標準化促進に係る功績に基づき応募（推薦）することは可能。

(3) イノベーション・環境局長表彰（産業標準化奨励者表彰）

次の部門のいずれかに該当する個人であって、今後の我が国の標準化活動への貢献が一層期待されるもの（原則、年齢が40代以下又は活動年数が10年以下）を対象とします。

(規格開発・認定・認証部門)

①JIS・国際規格等の開発やこれらに係る認定・認証等の適合性評価活動に3年以上関与している個人又は関与期間が3年未満であっても候補者が所属する国内審議委員会等の長がこれと同等以上の貢献があると認めている個人

(標準化人材育成・支援部門)

②標準化又は認定・認証等の適合性評価に関する人材育成、教育、研究、広報、普及・啓発、国際協力等に3年以上関与している個人又は関与期間が3年未満であっても候補者が所属する組織の長がこれと同等以上の貢献があると認めている個人

(標準化・ルール形成戦略部門)

③産業横断的な市場創出、特定産業における市場創出又は企業の市場創出に資する標準化又は適合性評価活動、ルール形成を推進するための取組（活動方針の策定及び実行、体制整備、人材育成、情報発信等）に3年以

上関与していること、又は候補者が所属する組織の長がこれと同等以上の貢献があると認めている個人

(注)候補者の活動実績・功績を総合的に評価するため、①～③の複数の功績に基づき応募（推薦）することは可能。

2. 組織を対象とする表彰の種類・分野

(1) 経済産業大臣表彰

次の分野のいずれかに該当する組織であって、他の模範となるような顕著な功績があったものを対象とします。

(2) イノベーション・環境局長表彰（産業標準化貢献組織表彰）

次の分野のいずれかに該当する組織であって、他の模範となるような貢献をしているものを対象とします。

<分野>

①JIS・国際規格等の開発やこれらに係る認定・認証活動等の適合性評価活動に関与し、標準化を促進した組織

②標準化又は認定・認証等の適合性評価に関する人材育成、教育、研究、広報、普及・啓発、国際協力等に関与し、標準化を促進した組織

③産業横断的な市場創出、特定産業における市場創出又は企業の市場創出に資する標準化又は適合性評価活動、ルール形成を推進するための取組（活動方針の策定及び実行、体制整備、人材育成、情報発信等）を推進し、経済・産業の発展、社会課題の解決等の成果に寄与した組織

④標準化を活用して新市場の創造や事業拡張に取り組んでいる中堅・中小企業

(注1) 候補組織の活動実績・功績を総合的に評価するため、①～④の複数の分野における功績及びその他の標準化促進に係る功績に基づき応募（推薦）することは可能。

(注2) ④の対象企業は、従業員 2,000 人以下又は中小企業基本法に基づく企業。

3. 審査基準

別紙1、別紙2、別紙3、別紙4又は別紙5のとおり

Ⅲ. 応募方法

1. 応募者

(1) 候補者が個人の場合

候補者を推薦する組織が応募(他薦)してください。候補者本人による応募(自薦)は認めていません。

(2) 候補者が組織の場合

当該組織が応募(自薦)又は他組織が応募(他薦)してください。

※推薦の際には、必ず代表者の了解を得てください。

※候補者の審査に当たって、応募書類の確認や追加資料のお願いなど、事務局から推薦組織に対して連絡させていただくことがあります。適切な対応がなされない場合や一定期間連絡が取れない場合には、審査対象から除外されることがありますので、ご承知おきください。

※応募に当たっては、4. 欠格事由に該当するものでないかを確認してください。

2. 応募する表彰の種類

個人を対象とする表彰への応募（候補者の推薦）は、内閣総理大臣表彰、経済産業大臣表彰、又はイノベーション・環境局長表彰（産業標準化奨励者表彰）を選んで行ってください。なお、経済産業大臣表彰又はイノベーション・環境局長表彰への応募（候補者の推薦）にあたっては、表彰部門（規格開発・認定・認証部門、標準化人材育成・支援部門又は標準化・ルール形成戦略部門）を一つ選んでください。

組織を対象とする表彰への応募（候補者の推薦）は、表彰の種類を選択せずに応募いただきます。

※内閣総理大臣表彰の対象となり得る功績を有する候補者については、内閣総理大臣表彰と経済産業大臣表彰の両方に推薦することができます。

※過去の受賞者を、前回受賞時以降の功績に基づき、以下に示す表彰に推薦することもできます。

- ・過去に経済産業大臣表彰を受賞した者を内閣総理大臣表彰に推薦すること
- ・過去に産業技術環境局長表彰若しくはイノベーション・環境局長表彰を受賞した者を経済産業大臣表彰又は内閣総理大臣表彰に推薦すること
- ・過去に受賞した表彰と同じ表彰に、受賞時とは別の部門の功績に基づき推薦すること

3. 応募書類（推薦調書）の作成

応募様式（個人又は組織）（Excel ファイル）内にある、【様式】推薦調書 1～3 に、記載例を参考にして必要事項を記入の上、応募書類を作成してください。

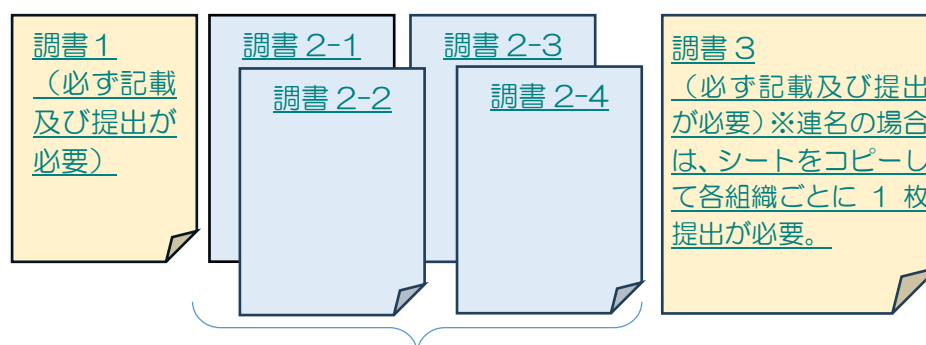
※本年 4 月 1 日現在の情報で記入してください。

【応募様式（Excel ファイル）】

応募書類（推薦調書）の様式は、個人を推薦する場合の様式と組織を推薦する場合の様式の 2 種類がありますので、適切な方の様式を選んで作成してください。

【応募書類の構成】

応募様式【個人】の Excel ファイル

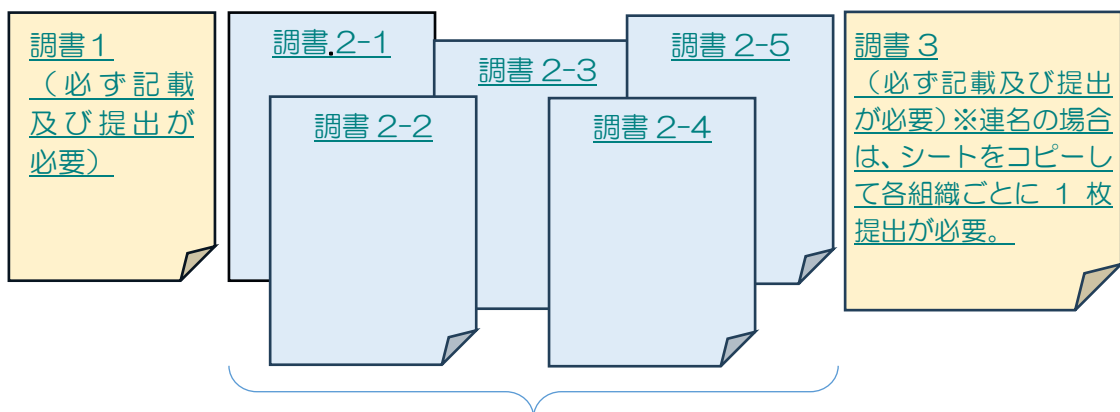


- ・調書 2 に、2-1～2-4 の 4 つのシートがあります。候補者の活動・功績が該当する分野（部門）のシートを選んで記載してください。（該当しないシートは空欄で構いません。）
- ・なお、内閣総理大臣表彰のみに応募の場合は、調書 2-2 及び 2-4 のシ

ートを選ぶことはできません。

- ・調書 2-2 及び 2-4 のシートは、経済産業大臣表彰（内閣総理大臣表彰と併願の場合も含む）又はイノベーション・環境局長表彰にのみ記載可能です。
- ・複数の分野（部門）において活動・功績がある場合には、該当する複数のシートに記載いただいて構いません。ただし、その際には、調書 2-1～2-3 のうちのいずれか 1 つを「主たる活動・功績に関する分野」とし、当該分野のシートのⅠ. では「主たる活動・功績に関する分野」を、他の分野（部門）のシートのⅠ. では「その他の活動分野」を選択してください。（経済産業大臣表彰又はイノベーション・環境局長表彰においては、上記で選択した「主たる活動・功績に関する分野」が応募部門になります。）
- ・調書 2-4 は、調書 2-1～2-3 の分野又（部門）にあてはまらないその他標準化を促進した活動・功績を追加的に記載するシートであり、当該分野を「主たる活動・功績に関する分野」とすることはできません。
- ・調書 3 は、後段にある「推薦組織」の欄には、本推薦調書を提出する組織及び担当者名を記載してください。

応募様式【組織】の Excel ファイル



- ・調書 2 に、2-1～2-5 の 5 つのシートがあります。候補組織の活動・功績が該当する分野のシートを選んで記載してください。（該当しないシートは空欄でかまいません。）
- ・複数の分野において活動・功績がある場合には、該当する複数のシートに記載いただいて構いません。ただし、その際には、調書 2-1～2-4 のうちのいずれか 1 つを「主たる活動・功績に関する分野」とし、当該分野のシートのⅠ. は「主たる活動・功績に関する分野」を、他の分野のシートのⅠ. は「その他の活動分野」を選択してください。
- ・調書 2-5 は、調書 2-1～2-4 の分野にあてはまらないその他標準化を促進した活動・功績を追加的に記載するシートであり、当該分野を「主たる活動・功績に関する分野」とすることはできません。
- ・調書 3 は、後段にある「推薦組織」の欄には、本推薦調書を提出する組織及び担当者名を記載してください。

【推薦調書記載要領】

- ①氏名は正確に記入すること。旧姓を使用している場合は、その旨を記入すること。
- ②候補者役職名は、表彰の際、公表する役職名を記入すること。
- ③本年4月1日現在の情報で記入すること。
- ④推薦組織には、団体名、企業名、大学名等の組織名を記入すること。その際、企業、団体名は略称としないこと。
例) 公益財団法人・・・、株式会社・・・、国立大学法人・・・、学校法人・・・等
- ⑤過去に受賞した者を以下に示す表彰に推薦する場合は、必ず、前回の表彰受賞時の功績とそれ以外の今回推薦する功績とを明確にして記載すること。
 - ・過去に経済産業大臣表彰を受賞した者を内閣総理大臣表彰に推薦する場合
 - ・過去に産業技術環境局長表彰若しくはイノベーション・環境局長表彰を受賞した者を内閣総理大臣表彰又は経済産業大臣表彰に推薦する場合
 - ・過去に受賞した表彰と同じ表彰に、受賞時とは別の部門の功績に基づき推薦する場合
- ⑥記載例を必ず参照の上、記入すること。

4. 欠格事由等

- ①個人表彰にあっては、現に社会的な問題となっている組織又は社会的な問題となるおそれが強い組織に属する者であって、当該問題の関係者及び管理責任者（当該組織にて、その問題の全容が明らかになっていない場合においては当該組織に属する全ての者）は、表彰対象から除外します。組織表彰にあっては、現に社会的な問題となっている組織又は社会的な問題となるおそれが強い組織は、表彰対象から除外します。
- ②個人表彰にあっては、国の機関及び行政執行法人の常勤役職員を表彰対象から除外します。組織表彰にあっては、国の機関、行政執行法人及び国立研究開発法人を表彰対象から除外します。
- ③その他表彰を受けるに値しないと判断される者又は組織は、表彰対象から除外します。
- ④過去に内閣総理大臣表彰、経済産業大臣表彰又は産業技術環境局長表彰若しくはイノベーション・環境局長表彰を受賞している者を、受賞時と同じ表彰に、受賞時と同じ部門等の功績に基づいて推薦した場合、表彰の対象外となります。

5. 応募期間・応募先

令和7年5月16日（金）10時～6月13日（金）（必着）12時
推薦組織は、推薦書類（推薦調書）を電子メールにて、6月13日（金）12時までに <mailto:shh2025@jsa.or.jp> 宛て送信してください。
なお、応募に当たって提出された書類・資料等は返却しませんので、ご承知おきください。

6. ウェブ説明会及び問合せ先

以下の日程で、推薦書類の書き方や注意事項等についてのウェブ説明会を開催しますので、参加希望者は以下のURL から申し込んでください。
その他、応募に関する問い合わせは、事務局までご連絡ください。

なお、受賞者発表前の候補者や審査状況に関する問い合わせについては、一切回答できませんので、ご承知おきください。

<ウェブ説明会>

URL :

https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0700/?post_type=jsahp&page_id=jsa_setsumeikai

日程①：5月22日（木）14：00～15：00（Webex）

日程②：5月27日（火）14：00～15：00（Google Meet）

<事務局>

一般財団法人日本規格協会 標準化人材チーム 産業標準化事業表彰担当
〒108-0073

東京都港区三田3丁目11-28 三田 Avanti

（e-mail）<mailto:shh2025@jsa.or.jp>

7. 個人情報等に関する取り扱いについて

応募に際し、提出された全ての情報は、審査及び受賞後の広報・PR等以外の目的で使用することはありません。

8. 応募費用等

応募に際して、手数料等は一切かかりません。

IV. 受賞者の発表・表彰式

受賞者は外部有識者による選考を経て決定し、本年10月の産業標準化推進月間中に、経済産業省のホームページ等で公表するとともに、表彰式を行う予定です。

V. 受賞後の広報・PR等

受賞者には、表彰後の広報・PR活動、経済産業省の各種施策・イベント等へのご協力をお願いすることがありますので、ご承知おきください。

(内閣総理大臣表彰)

分野	想定される候補者	定量的評価項目	定性的評価項目
(1) 国際標準化活動(国際標準化機関等の運営、国際規格の開発又は国際的な適合性評価制度の構築・運営等をいう。)に関して主導的な役割を果たすなど、我が国の国際標準化における地位向上に繋がる取組を行った個人であって、他の模範となるような極めて顕著な功績があったもの	例えば、 ○ISO・IECの会長等を務め、国際標準化活動に極めて大きく貢献した者 ○適合性評価に関連する国際機関において日本代表委員等を務め、国際的な適合性評価制度の充実などに極めて大きく貢献した者 など ※企業・業界団体だけでなく、大学・研究機関、認定・認証機関、消費者団体等の関係者も対象	○ISO・IEC・IAF・ILAC等における要職(会長、副会長、ISO理事、IEC評議会委員、ISO/TMB委員、IEC/SMB・CAB・MSB委員等)での活動期間(年数)	○候補者が関与した国際標準化活動・国際的な適合性評価制度などの経済的・社会的波及効果(安全・安心など国民生活の向上や産業活性化に及ぼした効果の大きさ) ○候補者が担った役割の重要性及び難易度(重要かつ困難な役職を務めたか等)
(2) 我が国において作成した産業規格を国際標準化する取組を行った個人であって、他の模範となるような極めて顕著な功績があったもの	例えば、 ○ISO・IECにおいて我が国にとって重要な分野の国際議長、国際幹事等を長年務め、ISO・IEC規格の制定等に極めて大きく貢献した者	○ISO・IECの国際議長・国際幹事等としての活動期間(年数)	○候補者が制定等に関与したISO・IEC規格等の経済的・社会的波及効果(安全・安心など国民生活の向上や産業活性化に及ぼした効果の大きさ)
(3) 我が国産業振興に資する重要技術等の産業規格に関する国際標準化についての取組を行った個人であって、他の模範となるような極めて顕著な功績があったもの	○JISCの会長等を長年務め、我が国の国際標準化活動に極めて大きく貢献した者 など ※企業・業界団体だけでなく、大学・研究機関、認定・認証機関、消費者団体等の関係者も対象	○JISC会長等としての活動期間(年数)	○候補者が担った役割の重要性及び難易度(重要かつ困難な役職を務めたか等)
(4) 産業横断的な市場創出又は特定産業における市場創出に資する標準化又は適合性評価活動、ルール形成を推進するための取組を主導し、産業構造・社会構造の転換につながる分野における協調領域の合意形成の加速化など、経済・産業の発展、社会課題の解決等の成果をもたらした個人であって、他の模範となるような極めて顕著な功績があったもの	例えば、 ○産業構造・社会構造の変革をもたらすような技術・サービス(GX、DX等)で、戦略的なルール形成に極めて大きな貢献をした者 ○経済団体や業界団体等において要職を務め、以下のような取組を主導することを通じて、市場創出等に資する標準化又は適合性評価活動を推進し、経済・産業の発展、社会課題の解決等の具体的な成果につなげた者 ・取組方針の策定、会員企業への働きかけ、実施状況のフォローアップ ・体制整備(推進委員会の設置、他団体との連携等) ・人材育成(研修事業の実施等) ・情報発信(ステークホルダーへの働きかけ等)など ※企業・業界団体だけでなく、大学・研究機関、認定・認証機関、消費者団体等の関係者も対象	○経済団体や業界団体等の要職での活動期間(年数)	○候補者が推進した市場創出等に資する標準化又は適合性評価活動の経済的・社会的波及効果(安全・安心など国民生活の向上や産業活性化に及ぼした効果の大きさ) ○候補者が担った役割の重要性及び難易度(重要かつ困難な役職を務めたか等)

(注1)国際標準化活動の年数は、国際会議への参加のみならず、国内での準備活動も含め、国際標準化活動全般に関与した期間とします。

(注2)(1)～(4)のうちの複数カテゴリーで活動実績・功績がある場合は、それらを総合的に評価します。

(経済産業大臣表彰：個人)

部門	想定される候補者	定量的評価項目	定性的評価項目
(1) 規格開発・認定・認証部門 日本産業規格・国際規格等の開発やこれらの係る認定・認証等の適合性評価活動等の標準化に関与し、産業標準化を促進した個人であって、他の模範となるような顕著な功績となったもの	例えば、 ○JISC の委員長・委員等を長年務め、JIS の制定、適合性評価制度の充実等に大きく貢献した者 ○JIS 原案作成委員会の委員長・委員等を長年務め、JIS の制定等に大きく貢献した者 ○ISO・IEC・IAF・ILAC 等の国際議長・国際幹事等を長年務め、ISO・IEC 規格の制定、国際的な適合性評価制度の充実等に大きく貢献した者 ○ISO・IEC・IAF・ILAC 等の国内審議委員会の委員長・委員等を長年務め、ISO・IEC 規格の制定、国際的な適合性評価制度の充実等に大きく貢献した者 など ※企業・業界団体だけでなく、大学・研究機関、認定・認証機関、消費者団体等からの候補者も対象	○JISC 委員長・委員等としての活動期間（年数） ○JIS 原案作成委員会の委員長・委員等としての活動期間（年数） ○ISO・IEC・IAF・ILAC 等の国際議長・国際幹事・コンビーナ等としての活動期間（年数） ○ISO・IEC・IAF・ILAC 等の国内審議委員会の委員長・委員等としての活動期間（年数）	○候補者が制定等に関与した JIS や ISO・IEC 規格等の経済的・社会的波及効果（安全・安心など国民生活の向上や産業活性化に及ぼした効果の大きさ） ○候補者が関与した認定・認証等の適合性評価活動の経済的・社会的波及効果（安全・安心など国民生活の向上や産業活性化に及ぼした効果の大きさ） ○候補者が担った役割の重要性及び難易度（重要かつ困難な役職を務めたか等）
(2) 標準化人材育成・支援部門 標準化又は認定・認証等適合性評価に関する人材育成、教育、研究、広報、普及・啓発、国際協力等に関与し、産業標準化を促進した個人であって、他の模範となるような顕著な功績があったもの	例えば、 ○大学・高専・団体等で標準化・適合性評価に関連した教育や研究に長年携わり、標準化の促進に大きく貢献した個人 ○業界団体や消費者団体等で標準化・適合性評価の広報や普及・啓発活動に長年携わり、標準化の促進に大きく貢献した個人 ○業界団体等で品質管理の向上等の活動に長年携わり、JIS マーク表示制度等の普及に大きく貢献した個人 ○発展途上国等への標準化・適合性評価に関する国際協力（海外派遣・外国人向け研修等）に長年携わり、規格の制定・普及や適合性評価制度の充実等に大きく貢献した個人 など	○業界団体等における標準化又は認定・認証等適合性評価の普及活動に関与した期間（年数） ○業界団体等における品質管理向上等の活動に関与した期間（年数） ○大学等において標準化又は認定・認証等適合性評価等に関連した教育や研究に従事した期間（年数） ○標準化又は認定・認証等適合性評価に関する国際協力活動（海外派遣・外国人向け研修等）に関与した期間（年数）	○候補者が関与した、標準化又は認定・認証等適合性評価に関する人材育成、教育、研究、広報、普及・啓発、国際協力等の活動の経済的・社会的波及効果（安全・安心など国民生活の向上や産業活性化に及ぼした効果の大きさ） ○候補者が担った役割の重要性及び難易度（重要かつ困難な役職を務めたか等）
(3) 標準化・ルール形成戦略部門 産業横断的な市場創出、特定産業における市場創出又は企業の市場創出に資する標準化又は適合性評価活動、ルール形成を推進するための取組を推進し、産業構造・社会構造の転換につながる分野における協調領域の合意形成の加速化など、経済・	例えば、 ○産業構造・社会構造の変革をもたらすような技術・サービス（GX、DX 等）で、戦略的なルール形成に大きな貢献をした者 ○企業の経営戦略等として標準化の活用を推進し、具体的な成果につなげた CSO（Chief Standardization Officer：最高標準責任者） ○規格活用のための地合いづくり（関係機関へロビー	○市場創出に資する標準化又は適合性評価活動、ルール形成を推進するための取組に関与した期間（年数） ○CSO としての活動期間（年数）	○候補者が推進した市場創出等に資する標準化又は適合性評価活動の経済的・社会的波及効果（安全・安心など国民生活の向上や産業活性化に及ぼした効果の大きさ） ○候補者が担った役割の重要性及び

産業の発展、社会課題の解決等の成果に寄与した個人であって、他の模範となるような顕著な功績があったもの	ング、実証プロジェクトの提案・実施等）を推進し、具体的な成果につなげた者（企業の渉外・マーケティング担当、大学・研究機関の研究者・コーディネーター等） ○戦略的活動に係る企業・アカデミア連携の推進等を図ったアカデミア関係者など		び難易度（重要かつ困難な役職を務めたか等）
--	---	--	-----------------------

(注1) 国際標準化活動の年数は、国際会議への参加のみならず、国内での準備活動も含め、国際標準化活動全般に関与した期間とします。

(注2) (1)～(3)のうちの複数部門で活動実績・功績及びその他の標準の促進に係る功績がある場合は、それらを総合的に評価します。

(産業標準化奨励者表彰)

部門	想定される候補者	定量的評価項目	定性的評価項目
(1) 規格開発・認定・認証部門 日本産業規格・国際規格等の開発やこれらに係る認定・認証等の適合性評価活動、国際標準化機関の専門委員会等の運営に3年以上関与している個人又は関与期間が3年未満であっても候補者が所属する国内審議委員会等の長がこれと同等以上の貢献があると認めている個人	例えば、 ○ISO・IECの国際議長・国際幹事等を補佐している者 ○ISO・IECの国内審議団体等の事務局を務めている者 ○ISO・IEC規格現案の執筆、規格に必要な試験評価方法の開発等に関与している研究者 ○ISO・IEC規格のエディター、規格に必要なデータの作成者、試験評価方法のデータ収集者など ※企業・業界団体だけでなく、大学・研究機関、認定・認証機関、消費者団体等からの候補者も対象	○ISO・IECの国際議長・国際幹事等の活動を支援した期間(年数) ○ISO・IECの幹事国事務局業務に従事した期間(年数) ○ISO・IECの国内審議委員会での活動期間(年数) ○ISO・IEC等のコンビーナ・エキスパート・日本代表としての活動期間(年数)	○候補者が制定に関与したISO/IEC規格等の経済的・社会的波及効果(安全・安心など国民生活の向上や産業活性化・我が国技術の国際化に及ぼした効果の大きさ) ○候補者が担った役割の重要性及び今後の貢献の予定(候補者の貢献の大きさ及び今後持続的に活動が行われるか等)
(2) 標準化人材育成・支援部門 標準化又は認定・認証等の適合性評価に関する人材育成、教育、研究、広報、普及・啓発、国際協力等に3年以上関与している個人又は関与期間が3年未満であっても候補者が所属する組織の長がこれと同等以上の貢献があると認めている個人	例えば、 ○大学・高専・団体等で標準化等に関連した教育や研究に携わっている者 ○業界団体や消費者団体等で標準化・認定・認証等の適合性評価の普及活動に携わっている者 ○発展途上国等への国際標準化・国際的な適合性評価に関する国際協力(海外派遣・外国人向け研修等)に携わっている者など	○業界団体等における国際標準化・国際的な適合性評価の普及活動に関与した期間(年数) ○大学等において標準化・認定・認証等の適合性評価に関連した人材育成、研究・教育、研修活動に従事した期間(年数) ○標準化・適合性評価に関する国際協力活動(海外派遣・外国人向け研修等)に関与した期間(年数)	○候補者が関与した国際標準化・国際的な適合性評価に関する人材育成、教育、研究、広報、普及・啓発、国際協力等の活動の経済的・社会的波及効果(安全・安心など国民生活の向上や産業活性化に及ぼした効果の大きさ) ○候補者が担った役割の重要性や今後の貢献予定(候補者の貢献の大きさ及び今後持続的に活動が行われるか等)
(3) 標準化・ルール形成戦略部門 産業横断的な市場創出、特定産業における市場創出又は企業の市場創出に資する標準化又は適合性評価活動、ルール形成を推進するための取組(活動方針の策定及び実行、体制整備、人材育成、情報発信等)に3年以上関与していること、又は候補者が所属する組織の長がこれと同等以上の貢献があると認めている個人	例えば、 ○産業構造・社会構造の変革をもたらすような技術・サービス(GX、DX等)で、戦略的なルール形成に関与している者 ○企業の経営戦略等として標準化の活用を推進することに関与しているCSO補佐 ○規格活用のための地合いづくり(関係機関へロビイング、実証プロジェクトの提案・実施等)の推進に関与している者(企業の渉外・マーケティング担当、大学・研究機関の研究者・コーディネーター等) ○戦略的活動に係る企業・アカデミア連携の推進等に関与しているアカデミア関係者	○市場創出に資する標準化又は適合性評価活動、ルール形成を推進するための取組に関与した期間(年数)	○候補者が関与した市場創出等に資する標準化又は適合性評価活動の経済的・社会的波及効果(安全・安心など国民生活の向上や産業活性化に及ぼした効果の大きさ) ○候補者が担った役割の重要性や今後の貢献予定(候補者の貢献の大きさ及び今後持続的に活動が行われるか等)

(注1)原則 40 代以下又は活動年数が 10 年以下の者が対象です。

(注2)標準化活動の年数は、国際会議への参加のみならず、国内での準備活動も含め、国際標準化活動全般に関与した期間とします。

(注3) (1) ～ (3) のうちの複数部門で活動実績・功績がある場合は、それらを総合的に評価します。

(経済産業大臣表彰：組織)

(イノベーション・環境局長表彰：産業標準化貢献組織)

分野	想定される候補者	定量的評価項目	定性的評価項目
(1) 日本産業規格・国際規格等の開発やこれらの係る認定・認証等の適合性評価活動等の標準化に関与し、産業標準化を促進した組織	例えば、 ○JIS 原案作成団体、JIS 登録認証機関として、JIS の制定、適合性評価制度の充実等に大きく貢献した組織 ○ISO・IEC の国際幹事引受団体・国内審議団体として、ISO・IEC 規格の制定等に大きく貢献した組織 ○ISO・IEC の国際議長・国際幹事、JISC 委員等を多数輩出し、JIS や ISO・IEC 規格の制定、適合性評価制度の充実等に大きく貢献した組織 など	○JISC 委員長・委員等としての活動期間（年数） ○JIS 原案作成委員会の委員長・委員等としての活動期間（年数） ○ISO・IEC・IAF・ILAC 等の国際議長・国際幹事・コンビーナ等としての活動期間（年数） ○ISO・IEC・IAF・ILAC 等の国内審議委員会の委員長・委員等としての活動期間（年数）	○候補者が制定等に関与した JIS や ISO・IEC 規格等の経済的・社会的波及効果（安全・安心など国民生活の向上や産業活性化に及ぼした効果の大きさ） ○候補者が関与した認定・認証等の適合性評価活動の経済的・社会的波及効果（安全・安心など国民生活の向上や産業活性化に及ぼした効果の大きさ） ○候補者が担った役割の重要性及び難易度（重要かつ困難な役職を務めたか等）
(2) 標準化又は認定・認証等適合性評価に関する人材育成、教育、研究、広報、普及・啓発、国際協力等に関与し、産業標準化を促進した組織	例えば、 ○大学・高専・団体等で標準化・適合性評価に関連した教育や研究に長年携わり、標準化の促進に大きく貢献した組織 ○組織内の標準化活動従事者の処遇改善、若手標準化人材の活動支援等を推進している企業等 ○業界団体や消費者団体等で標準化・適合性評価の広報や普及・啓発活動に長年携わり、標準化の促進に大きく貢献した組織 ○業界団体等で品質管理の向上等の活動に長年携わり、JIS マーク表示制度等の普及に大きく貢献した組織 ○発展途上国等への標準化・適合性評価に関する国際協力（海外派遣・外国人向け研修等）に長年携わり、規格の制定・普及や適合性評価制度の充実等に大きく貢献した組織 など	○業界団体等における標準化又は認定・認証等適合性評価の普及活動に関与した期間（年数） ○業界団体等における品質管理向上等の活動に関与した期間（年数） ○大学等において標準化又は認定・認証等適合性評価等に関連した教育や研究に従事した期間（年数） ○標準化又は認定・認証等適合性評価に関する国際協力活動（海外派遣・外国人向け研修等）に関与した期間（年数）	○候補者が関与した、標準化又は認定・認証等適合性評価に関する人材育成、教育、研究、広報、普及・啓発、国際協力等の活動の経済的・社会的波及効果（安全・安心など国民生活の向上や産業活性化に及ぼした効果の大きさ） ○候補者が担った役割の重要性及び難易度（重要かつ困難な役職を務めたか等）
(3) 産業横断的な市場創出、特定産業における市場創出又は企業の市場創出に資する標準化又は適合性評価活動、ルール形成を推進するための取組を推進し、産業構造・社会構造の転換につながる分野における協調	例えば、 ○産業構造・社会構造の変革をもたらすような技術・サービス（GX、DX 等）で、戦略的なルール形成に大きな貢献をした組織 ○業界における戦略的活動を強化するための体制整備、標準化戦略人材の育成等を推進し、成果を上げた団体	○OCSO 設置期間（年数） ○市場創出に資する標準化又は適合性評価活動、ルール形成を推進するための取組に関与した期間（年数）	○候補者が推進した市場創出等に資する標準化又は適合性評価活動の経済的・社会的波及効果（安全・安心など国民生活の向上や産業活性化に及ぼした効果の大きさ） ○候補者が担った役割の重要性及び難易度（重要かつ困難な役職を務めたか等）

領域の合意形成の加速化など、経済・産業の発展、社会課題の解決等の成果に寄与した組織	○CSO を置いて標準化活動を経営戦略に位置付けて行い、統合報告書への記載等を通じて自社の標準化活動を对外発信している企業 ○戦略的活動に係る企業・アカデミア連携の推進を図った学会等 ○企業の戦略的標準化を支援し、市場創出等に繋げたパートナー機関、コンサル等 ○外部人材（弁理士、研究者等）の標準化支援能力向上・外部人材による標準化支援体制の構築・強化を図った団体など		
（４） 標準化を活用して新市場の創造や事業拡張に取り組んでいる中堅・中小企業	例えば、 ○自社が保有する技術又は製品の普及を図るため、JIS化や国際規格化などを活用することで、新市場の創造や事業拡張を成し遂げた企業	○新市場の創造や事業拡張のためにJIS化や国際規格化等に取り組んだ期間（年数）	○候補者の標準化の活用による成果について（標準化の活用により、新市場の創造や事業拡張、技術又は製品の普及等の成果に結びついているか） ○候補者が担った役割の難易度（成果を得る過程において克服した困難の度合い）

（注１）（１）～（３）のうちの複数カテゴリーで活動実績・功績及びその他の標準の促進に係る功績がある場合は、それらを総合的に評価します。

（注２）カテゴリー（４）の対象企業は、従業員 2,000 人以下又は中小企業基本法に基づく企業とします。

（注３）国際標準化活動の年数は、国際会議への参加のみならず、国内での準備活動も含め、国際標準化活動全般に関与した期間とします。

別紙1～4の表に記載されている略語の説明

IAF [International Accreditation Forum: 国際認定フォーラム]

マネジメントシステムや製品等の認証機関を認定する認定機関等の国際組織。

IEC [International Electrotechnical Commission: 国際電気標準会議]

代表的な国際標準化機関の一つで、電気・電子技術分野に係る標準化を扱うもの。各国1会員だけが参加できる。

ILAC [International Laboratory Accreditation Cooperation: 国際試験所認定協力]

試験所認定機関の国際的な協力会議。試験所認定機関間のMRAも運営している。

ISO [International Organization for Standardization: 国際標準化機構]

代表的な国際標準化機関の一つ。各国1会員だけが参加でき、国家規格機関の世界的連盟となっている。活動範囲は、国際電気標準会議（IEC）の担当する電気・電子技術規格及び国際電気通信連合（ITU）の担当する電気通信技術規格を除いたすべての分野としている。

JISC [Japanese Industrial Standards Committee: 日本産業標準調査会]

産業標準化法により設置された、国家行政組織法第8条に該当する審議会の一つ。「産業標準」（JIS）について調査審議を行うほか、産業標準化の促進に関し、関係各大臣の諮問に応じて答申し、又は関係各大臣に対し建議する役割を持つ。

また、閣議了解に基づき、ISO/IECに対する我が国の代表機関となっている。

JISCは、JISCの業務運営の基本的事項の企画等を行う「総会」、総会の下に「基本政策部会」・「標準第一部会」及び「標準第二部会」を設置するとともに各部会の下にJISの審議などを行う技術専門委員会を設置しており、JISC委員長、JISC委員は、技術専門委員会の委員や委員長のこと。

JTC 1 [Joint committee 1]

ISO、IEC 合同専門委員会

SMB [Standardization Management Board]

標準管理評議会（IEC）